

# 令和8年度京都市外国語指導助手(ALT)の募集について

京都市教育委員会

京都市教育委員会では、京都市立学校で語学指導等を行う外国語指導助手を、下記のとおり募集します。

記

## 1 職名・職務

外国語指導助手（会計年度任用職員）

教育委員会又は学校において、所属長又は校長の指示を受け、次の各号に掲げる職務に従事する。

- (1) 英語に係る授業等の補助
- (2) 特別活動及び課外活動の補助
- (3) その他所属長等が必要と認める業務

## 2 募集人数

10名程度

※令和8年度予算の議決を前提としており、議決されない場合は、内定を無効とする。

## 3 勤務条件

「勤務条件概要」参照

## 4 応募資格

### (1) 以下の要件をすべて満たす者

①英語を母国語とする外国人、または母国語と同等に英語が使える能力を有する外国人。ただし、過去に外国籍を有し、類似する業務（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校または高等学校において外国語指導助手として勤務した場合に限る。）における実務経験が2年以上ある日本国籍を有する者を含む。

②標準的な英語の発音ができ、小学校、中学校及び総合支援学校の授業等において語学指導できる能力・意欲を備えている者。

③4年制大学卒業資格（学士号）以上の資格を有すること。※1

④就労が可能な在留資格を有すること。※2

※1 ①の実務経験年数及び③の4年制大学卒業資格（学士号）以上の資格については、令和8年（2026年）3月31日までに取得見込みの者を含む。ただし、令和8年（2026年）3月31日までに取得すること。

※2 就労が可能な在留資格については、受験日時点で採用予定日まで効力を有するもの。（令和8年（2026年）3月31日までに更新、または切替可能なものを含む。）

- (2) 以下の地方公務員法第16 条の欠格事項に該当しない人
- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - イ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2 年を経過しない人
  - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、同法第60 条から第63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた人
  - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

- (3) 以下の事項に該当しない人 ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文を参考
- ア 令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 8 項に規定する特定性犯罪事実に該当する者
  - イ 各都道府県の青少年健全育成条例や迷惑防止条例等の条例における罰則について、前科があること（当該前科に係る特定性犯罪事実該当者に該当しないこと）

## 5 応募方法

次の各号に掲げる書類を京都市教育委員会へ郵送または持参すること。なお、応募書類の返却は行わない。

※郵送の場合は、令和 8 年 2 月 20 日（金）必着とする。

※持参の場合は、令和 8 年 2 月 20 日（金）17：00 までとする。

- (1) 「ALT 志願書」（様式 1）
- (2) 「ALT 志願に係るレポート」（様式 2）
- (3) パスポート・在留カード・大学卒業証明書等の写し（コピー）

※ 大学卒業証明書等の写し（コピー）について、証明書の言語が英語または日本語以外の場合は、英語または日本語に訳されたものを添付すること。

※ 日本国籍を有する人については、パスポート及び在留カードの代わりに帰化したことがわかる証明書等の写し（コピー）を添付すること。

- (4) TEFL/TESOL（英語教授法資格）を証明する書類の写し※該当者のみ
- (5) JLPT（日本語能力試験）等の日本語に係る資格を証明する書類の写し※該当者のみ

## 6 任用手続

- (1) 応募者に対して、レポート及び面接による審査を行い、任用者を決定する。
- (2) レポートによる審査の上、令和 8 年 2 月 26 日（木）までに面接実施の有無及び面接日時を伝達する。面接は令和 8 年 3 月 2 日（月）もしくは 3 日（火）に実施予定とし、会場・日時は別途連絡を行う。
- (3) 選考結果や各種連絡はEmailにて行う。

7 問合わせ・応募書類提出先

京都市教育委員会指導部学校指導課初等・中学校教育担当

〒604-8571 京都市中京区寺町通り御池上る上本能寺前町488

TEL 075-222-3808 FAX 075-231-3117

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
  - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
  - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
  - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
  - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為
- 8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
  - 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
  - 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
  - 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十二条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪
- 2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盜犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十二条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。
- （懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）
- 第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。